

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和6年6月25日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 空港タクシー有限会社(法人番号7480002011123)(代表者 田村良二)  |
| 事業者の所在地     | 徳島県板野郡北島町江尻字松の本30番地  |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 徳島県板野郡北島町江尻字松の本30番地  |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告   |
| 主な違反の条項     | 道路運送法第27条第3項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和5年12月7日及び令和6年3月15日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼の記録の保存が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)</p> <p>(2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(6)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 6点   |
| 違反点数(事業者)   | 6点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和6年6月27日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 前道後タクシー有限公司(法人番号4500002006247)(代表者 石丸雄貴)   |
| 事業者の所在地     | 愛媛県松山市堀江町甲1774-4   |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 愛媛県松山市堀江町甲1774-4   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告   |
| 主な違反の条項     | 道路運送法第27条第3項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和5年9月27日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(4)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(5)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(7)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(8)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 7点   |
| 違反点数(事業者)   | 7点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。